

2026(令和8)年度 月額算定についてのご案内

今年度の掛金および加入者負担金を決定するため、7月の入力再開日(20日前後)以降、退職共済システムにて月額算定入力をお願いいたします。**給与月額に変更がない場合でも、必ず全施設・団体での入力をお願いいたします。**7月の入力再開日は決まり次第、FAXとメールでお知らせいたします。

【入力方法】

操作マニュアルⅡのP297～をご参照ください。操作マニュアルは2026年4月に改訂しております。
「共助会HP」→「システムのお知らせ」からご確認ください。

【月額算定スケジュール】

7月入力再開日(20日前後) ～8/10	全施設・団体での入力期間。必ず入力をお願いいたします。
8月入力再開日(20日前後) ～8/31	7/10締後に新たに月額算定対象者となった方の、施設・団体での入力期間 (8/10までに入力した分の訂正も可能)
9/1～9/10	共助会がチェックする期間。施設・団体では訂正不可。訂正がある場合は 共助会までご連絡ください。
9月入力再開日(20日前後) ～9/30	施設・団体で、退職共済システムにて「掛金および加入者負担金決定通知 書」をダウンロードし、掛金等を確認する期間。訂正がある場合は共助会 までご連絡ください。

【月額算定対象者】(入力画面に表示されます)

7月入力再開日(20日前後) ～8/10	7/10締時に在籍している加入者 ※掛金中断中の加入者も対象者です。
8月入力再開日(20日前後) ～8/31	7/10締後に、6月新規加入者として届出があった方 7/10締後に、7、8月転入者として届出があった方

※8/10締後に、8～10月転入者として届出があった方の月額算定については別途ご案内いたします。
対象の施設・団体は共助会までご連絡ください。

2枚目へつづく→

【月額算定対象外の方】

2026年7月以降の新規加入者は、加入時の給与月額で計算された掛金等で翌年度9月まで納付していただきます。

【算定基礎額について】

当該年度に受ける給与月額を入力してください。給与月額に手当等を含めるか、いつの時点での給与月額で入力するかについては、共助会では規定しておりませんので、施設・団体で決定してください。ただし、施設・団体内での基準を統一してください。

【改定実施月】

10月分より新しい掛金および加入者負担金で納付いただくこととなります。決定した掛金等で翌年度9月まで納付していただきます。

【入力のご注意】

- 退職、異動（転出）の場合、月額算定の入力をしただけでは各届出の手続きをしたことにはなりません。別途、脱退届入力、退職一時金等受給申請入力（退職一時金等の支給がある場合）、法人内異動届入力を必ず行ってください。法人外異動届は、現在システム入力不可のため、紙の届出様式にてご提出ください。「(様式第13号)法人外異動届」は必ず共助会ホームページの様式一覧より新様式をダウンロードのうえ、ご提出ください。
- 掛金中断中の加入者も月額算定対象者となりますが、掛金再開届の手続きがされるまでは、掛金等の請求はいたしません。掛金等を再開する方は、別途掛金再開届の手続きをお願いします。掛金再開時には、月額算定時に決定した掛金等で納付開始となり、次の月額算定までは掛金等の変更はできませんので、その点を踏まえたうえで入力をお願いいたします。
- 退職共済システムにて長時間入力し続けた場合、セッションタイムアウトになることがございます。入力件数が多い場合には、こまめに保存をお願いいたします。
- 月額算定が未入力の場合は、前年度算定額での更新となりますので、ご注意ください。

【月額算定入力締切日】

2026(令和8)年8月10日(月) 23:59

【7月10日締日以降に新たに月額算定対象者となった方の入力締切日】

2026(令和8)年8月31日(月) 23:59

3枚目へつづく→

【Q & A】

- 月額算定を入力する際はどのIDを使用すればいいですか？
→担当者IDで入力してください。管理者IDでは入力できません。
- 担当者IDやパスワードが分からない場合はどうすればいいですか？
→操作マニュアルⅡのP365～をご参照ください。
- 法人内異動をすることが決まっている場合はどのように入力すればいいですか？
→旧施設で給与月額が分かっている場合には金額を入力し、分からない場合は脱退予定月に転出予定月を入力してください。別途、法人内異動届の入力をお願いいたします。
- 法人外異動することが決まっている場合はどのように入力すればいいですか？
→脱退予定月に転出予定月を入力してください。別途、法人外異動届のご提出をお願いいたします。
- 「送信」や「提出」ボタンがないのですが、全て入力が終わったらどうすればいいですか？
→全て入力し、保存ボタンを押したら完了です。「送信」や「提出」ボタンはありません。

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4F
TEL：043-245-1729 FAX：043-245-9047
公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会